

第21回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和7年3月27日(木) 16時30分
第21回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和7年3月27日(木) 16時28分

3. 閉 会 令和7年3月27日(木) 17時18分

4. 出席委員

1番 石井	2番 尾崎	3番 市村	4番 中島	5番 菅野
6番 泉	7番 舟窪	8番 波多野	9番 小口	10番 小池
11番 田中	12番 武正	13番 羽田野	14番 星	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 2番—尾崎委員 10番—小池委員

6. 議事録署名委員 14番—星委員 15番—菱川委員

7. 付議議件 議案第99号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第101号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第102号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 和志
事務局 笠谷 俊介
 廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	第21回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席委員2番一尾崎委員、10番小池委員です。 出席委員は16名中14名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。 議長よろしくお願いします。
議長	それでは第21回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名員に、14番一星委員、15番一菱川委員を委嘱します。 日程2、議案第99号、農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。
事務局	議案第99号、農地法第18条の規定による合意解約通知について 下記の通り提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。 番号1、関係の土地については、字峰浜11筆、地目は畑、合計面積は 133,161 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和4年3月24日から令和14年3月23日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年1月8日となっております。 番号2、関係の土地については、字峰浜8筆、地目は畑、合計面積は 133,554 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和4年3月24日から令和14年3月23日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年1月8日となっております。 番号3、関係の土地については、字峰浜2筆、地目は畑、合計面積は 40,076 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和4年2月25日から令和14年2月24日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年1月8日となっております。 番号4、関係の土地については、字峰浜1筆、地目は畑、面積は 49,371 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年4月19日から令和16年4月18日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年2月14日となっております。 番号5、関係の土地については、字峰浜2筆、地目は畑、合計面積は 23,928 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成30年4月24日から令和10年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年2月14日となっております。 番号6、関係の土地については、字峰浜1筆、地目は畑、面積は 9,502 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和4年6月29日から令和14年6月28日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年3月18日となっております。 番号7、関係の土地については、字峰浜1筆、地目は畑、面積は 48,530 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年12月25日から令和11年11月30日、合意解約

	の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地に引き渡しの時期は令和7年1月8日となっております。 番号8、関係の土地については、字朱円東1筆、地目は畑、面積は 48,194 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成30年12月26日から令和8年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和7年3月3日となっております。 番号9、関係の土地については、字朱円東14筆、地目は畑、合計面積は 110,480.88 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は平成26年12月22日から令和7年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和6年10月29日となっております。 番号10、関係の土地については、字朱円東4筆、地目は畑、合計面積は 32,820 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成31年2月28日から令和11年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡し時期は令和6年10月29日となっております。 番号11、関係の土地については、字川上3筆、地目は畑、合計面積は 46,427 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和元年11月27日から令和11年9月28日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡し時期は令和7年2月26日となっております。 番号12、関係の土地については、字大栄11筆、地目は畑他、合計面積は 67,472 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成27年12月22日から令和8年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡し時期は令和7年2月28日となっております。 番号13、関係の土地については、字大栄2筆、地目は畑、合計面積は 49,083.32 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和6年12月25日から令和11年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡し時期は令和7年3月10日となっております。 番号14、関係の土地については、字豊倉6筆、地目は畑、合計面積は 12,938 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成27年2月24日から令和7年2月23日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡し時期は令和7年3月20日となっております。
議長	合意解約通知について確認決定してよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	それでは決定とします。 日程3、議案第100号、農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。

議案第100号農地法第3条の規定による許可申請について

農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。

区分1、関係の土地については字峰浜1筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は9,502 m²、申請の理由は譲渡人が所有農地を自作しないため譲渡したい、譲受人が経営規模拡大のために譲り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分2、関係の土地については字大栄3筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は49,136.32 m²、申請の理由は譲渡人が農業をしないので譲渡したい、譲受人が譲り受けて農作業の効率化を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分3、関係の土地については字朱円東3筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は24,523 m²、申請の理由は貸人が所有地を自作しなくなったため貸し付けたい、譲受人が申請地を借受けし、経営規模拡大のために借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分4、関係の土地については字以久科北2筆、公簿・現況地目は記載の通り、面積は97,691 m²、申請の理由は貸人が今後とも農業は行わないので申請地を賃貸したい、借人が申請地を借受け経営規模を拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分5、関係の土地については字美咲8筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は48,889 m²、申請の理由は貸人が既に離農しているため、賃貸借をしたい、借人が農地を借受け、農業経営の充実を図りたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分6、関係の土地については字豊倉2筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は17,445 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が経営規模拡大のために借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

区分7、関係の土地については字豊倉6筆、公簿・現況地目は記載の通り、合計面積は12,938 m²、申請の理由は貸人が所有農地を自作しないため貸し付けたい、借人が農業経営安定のために借り受けたいとなっています。労働力・経営面積については記載の通りとなっています。

位置図1～2については契約変更のため省略、位置図3～7は6頁に記載となっております。

現地調査について区分1・3は3月19日(水)小池委員、泉委員、尾崎委員、区分2は3月24日(月)舟窪委員、田中委員、中島委員、区分4・6～7は3月21日(金)菅野委員、市村委員、星委員、区分5は3月24日(月)中島委員、羽田野委員、武正委員で行っております。

別紙の農地法第3条調査書の通り農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますので、こちらも併せて確認をお願いします。以上です。

議長	区分1・3の現地確認委員、泉委員どうでしたか。
泉委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1・3について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1、3について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分2の現地確認委員、舟窪委員どうでしたか。
舟窪委員	問題ありません。
議長	区分2を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分2について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分4、6～7の現地確認委員、菅野委員どうでしたか。
菅野委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分4・6～7について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分4・6～7について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分5の現地確認委員、中島委員どうでしたか。
中島委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分5について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分5について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定し

	ます。 日程4、議案第101号、農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第101号、農地法第5条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字峰浜1筆、地目は畑、面積は9,886㎡、申請の理由については砂利採取、採取量24,683㎡、転用の概要については記載の通り、期間は令和7年許可日から令和8年4月1日までとなっております。 位置図は同頁記載の通り、現地確認は3月25日(火)泉委員、尾崎委員、菱川委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。
議長	現地確認委員、泉委員どうでしたか。
泉委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程5、議案第102号、斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。
事務局	議案第102号、斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)所有権の移転関係 番号1、関係の土地については、字峰浜2筆、地目は畑、合計面積は40,076㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が借受地取得のため譲り受けたとなっております。価格は6,893千円、10aあたり172千円となっております。 番号2、関係の土地については、字峰浜3筆、地目は畑、合計面積は50,636㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が借受地取得のため譲り受けたとなっております。価格は4,528千円、10aあたり89千円となっております。 番号3、関係の土地については、字峰浜8筆、地目は畑、合計面積は133,554㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人は借受地取得のため譲り受けたとなっております。価格は21,652千円、10aあたり162千円となっております。 番号4、関係の土地については、字朱円東11筆、地目は畑、合計面積は48,776.88

	m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が経営規模拡大のため譲り受けたいとなっております。価格は 7,618 千円、10a あたり 156 千円となっております。 番号5、関係の土地については、字以久科南11筆、地目は畑、合計面積は 18,160.65 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、借受地取得のため譲り受けたいとなっております。価格は 5,557 千円、10aあたり 306 千円となっております。 番号6、関係の土地については、字大栄7筆、地目は畑、合計面積は 23,173 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が借受地取得のため譲り受けたいとなっております。価格は 5,612 m²、10aあたり 242 千円となっております。 番号7、関係の土地については、字大栄他3筆、地目は畑、合計面積は 27,328 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が経営規模拡大のため譲り受けたいとなっております。価格は 5,747 千円、10aあたり 210 千円となっております。 位置図については10頁に記載となっております。 別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認もお願いします。以上です。
議長	(1)所有権の移転関係番号1～7について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 つづいて、(2)利用権の設定関係について説明願います。
事務局	(2)利用権の設定関係 番号1、関係の土地については、字朱円東5筆、地目は畑、合計面積は 34,648 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 6,000 円及び 3,000 円となっています。 番号2、関係の土地については、字朱円1筆、地目は畑、面積は 49,332 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 2,850 円となっています。 番号3、関係の土地については、字越川1筆、地目は畑、面積は 40,051 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 2,689 円となっています。 番号4、関係の土地については、字川上3筆、地目は畑、合計面積は 46,427 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 9,130 円となっています。 番号5、関係の土地については、字大栄他22筆、地目は畑、合計面積は 370,948 m²、利用権の種類は使用貸借、契約期間は記載の通りとなっています。

議長	位置図1については同頁、位置図2～3は次頁に記載、位置図4は法人化のため省略、位置図5は経営移譲のため省略となっております。
全員	別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認をお願いします。以上です。
議長	(2)利用権の設定関係番号1～5について決定してよろしいですか。
議長	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。
議長	ここで休憩とし、日程6、その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩)
議長	本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第21回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和7年3月27日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 星 美保子

議事録署名委員 菱 川 正治